

## 委託契約書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和8年度牛海綿状脳症防疫対策事業に係る県北家畜保冷保管施設管理運営業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 委託業務の場所 九戸郡洋野町大野第28地割字明戸分山33番35  
県北家畜保冷保管施設
- 4 委託料金 ●●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●円)
- 5 契約保証金 免除

岩手県(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)とは、上記の委託業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

### (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、仕様書等に従い、法令を順守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 乙は、別記委託業務明細書に掲げる業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

### (個人情報の保護)

第1条の2 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (実施に関する指示)

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関してその作業に立会し、又は必要な事項を指示することがある。

- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (再委託の禁止等)

第4条 乙は、業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

### (仕様書等の変更、業務の中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の仕様書等及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、委託料又は履行期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

(完了報告及び審査、委託料の支払)

第7条 乙は、四半期の委託業務が完了した都度、委託業務完了報告書(様式第1号)及び委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合すると認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は、委託料を乙の請求により、次のとおり四半期毎に支払うものとする。

令和8年4月から6月実施分 ●● 円

令和8年7月から9月実施分 ●● 円

令和8年10月から12月実施分 ●● 円

令和9年1月から3月実施分 ●● 円

(契約不適合責任)

第8条 甲は、第7第1項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第7第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。

(甲の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。  
（甲の催告によらない解除権）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (3) 乙が不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11及び第12の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第14条 甲は、第12条及び第13条に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第15条 乙は、第12条及び第13条の規定により契約を解除された場合において、第13条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収する。

（契約解除に伴う委託料の返還）

第16条 乙は、第11条及び第12条並びに第14条第1項の気手によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した延納利息を甲に支払わなければならない。

（業務に必要な設備等）

第17条 甲は、乙に対し業務に必要な電力、用水、給湯及び設備（保守点検を含む。）を無償で提供するものとする。

ただし、乙は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第18条 乙は、業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第19条 乙は、業務の実施に当たり、民法、商法その他の法律に規定された事業主として全ての責任を負うものとする。

（不当介入に対する措置）

第20条 乙は、乙又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

（秘密の保持）

第21条 乙は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（書類の保存）

第22条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和14年3月31

日まで保存するものとする。

(補則)

第23条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達増 拓也 印

乙 ●●  
●●  
●●

印

別記（第1条第2項関係）

委託業務明細書

業務区分	細目
1 維持管理	(1) 施設の清掃
	(2) 施設の消毒
	(3) 施設の除雪
	(4) 施設の警備
	(5) 事故の処理
2 採材	(1) 死亡牛の受付
	(2) 死亡牛の搬入
	(3) 脳の採材補助
	(4) 死亡牛の保管
	(5) 死亡牛の搬出
3 その他	(1) 連絡調整
	(2) 経理事務

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### （個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### （作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

### （個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### （保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### （個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

受託者

委託業務完了報告書（第 四半期分）

令和8年度牛海綿状脳症防疫対策事業に係る県北家畜保冷保管施設管理運営  
業務委託契約書第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

年月	受入業務 日数	受入 頭数		採材業務 日数	搬出 頭数	月末在庫 頭数
		業者 持込	農家 持込			
年月						
年月						
年月						

(様式第 2 号)

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

受託者

委託料請求書 (第 四半期分)

令和 8 年度牛海綿状脳症防疫対策事業に係る県北家畜保冷保管施設管理運営  
業務委託契約書第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

一金 円

振込先

(銀行名) 銀行 支店  
(口座番号) 普通 ・ 当座  
(名 義)